

村内一斉大清掃のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。

各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

●日 時

4月18日(日) 午前7時30分～
※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

●お願い

マスクの着用にご協力ください。
収集ごみは、家庭ごみと同様に3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)

空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは軽くすすぎ洗いをし、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。

個人の粗大ごみは、別に許可をとって、投棄場に搬入してください。方法はすこやかカレンダーに

記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

●注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

○ごみに直接触れないように、火ばさみや軍手を使用する

○人との間隔はできるだけ2m空け、密接を避ける

○マスク・ティッシュ・タバコなどは飛沫が付着する部分に触れないよう注意して火ばさみ等で拾う。軍手をしていても、直接ごみを拾わないようにする。

○ごみ袋の口をしっかりしる

○活動後は水と石けんで丁寧に手洗いを

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



令和4年度採用

飛島村職員(保健師職)募集

飛島村職員採用候補者(保健師職)を次のとおり募集します。

●予定人数 1名

●受験資格 昭和60年4月2日以

降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和4年3月までに取得見込の方

※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません

●試験日

第一次試験(教養試験・適性検査・作文・専門試験)

6月20日(日)

第二次試験(面接試験)

7月下旬～8月上旬

●給与等

初任給(給料および地域手当)

大学卒 207,000円程度

専門卒 200,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養

手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●申込書配布および申込期限

5月31日(月)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も5月31日(月)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等の変更する可能性があります

●申込み・問合せ先

総務部総務課

ハザードマップの作成について

新たな津波の基準水位や、河川の最大想定水位の公表に伴いハザードマップを作成し、今月号の広報と一緒に配布しています。

想定外の災害に備えるため、ハザードマップを参考にご自宅から避難所の経路の確認や、災害用備蓄品等の備え、防災について地域や家庭で話し合います。

また、ハザードマップは減災ハンドブックに付属しているビニール袋に入れ、日頃からご家庭の防災に活用してください。減災ハンドブックを新たにお求めの方は総務課までお越しください。

●問合せ先

総務部総務課



《新規》飛島村奨学金(給付型)について

教育の機会均等を図り、人材の育成に寄与することを目的に、経済的な理由により修学困難かつ成績優秀な学生に対して、その学業に必要な資金を給付します。

●**対象者** 次の①～⑥のすべてに該当する方。

- ①大学、短期大学(通信による教育、専攻科、別科および大学院を除く。)に在学すること。
- ②申請者および保護者(父母または父母が申請者の生計を維持していない場合は、その生計を維持している者をいう。以降「保護者」という。)の市町村民税所得割を合算した額が5万円未満であること。
- ③成績優秀であること。(5段階評価で平均3.5以上)※大学の成績については換算して計算します。
- ④申請者が本村に3年以上居住していること、または居住していたこと。
- ⑤保護者が本村に3年以上居住していること。
- ⑥申請者および保護者が村税等を滞納していないこと。

●**必要事項** 次の①～⑨の必要なものを郵送か直接教育課へ提出してください。

- ①奨学金支給申請書
- ②推薦書(新大学1年生については卒業した高校から、大学2年生以上については在学している大学からもらうこと。)
- ③成績証明書(新大学1年生については卒業した高校から、大学2年生以上については在学している大学から発行されるもの。)
- ④家庭状況調書
- ⑤代理権授与通知書
- ⑥申請者および保護者の令和3年度課税の課税証明書または非課税証明書(令和3年1月1日時点に本村に住所があった場合は不要。令和3年6月以降に発行されるもの。詳細な発行時期については各市町村税務課に問合せください。)
- ⑦申請者および保護者の住民票の写し(申請時に本村に住所がある場合は不要。)
- ⑧村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ⑨学生証のコピー(新大学1年生のみ)

※①②④⑤⑧の書類については教育課の窓口配置してあります。

また、書類データは村公式ホームページからダウンロードできます。

●**支給額** 月額2万5000円(年額30万円)

●**申請期間** 4月1日(木)～6月30日(水)

※窓口にて提出される場合は、午前8時30分～午後5時15分の間に来館していただくをお願いします。

(土曜・日曜および祝日を除く)

●**問合せ先** 中央公民館内教育課



**共英製鋼(株)名古屋事業所様
から地域活動団体に寄付を
いただきました**

共英製鋼(株)名古屋事業所様より、地域貢献活動の一環として、本村の地域活動団体に寄付をいただきました。

寄付金は飛島村文化協会、飛島村スポーツ協会、スポーツクラブとびしま、飛島村子ども会連絡協議会、および飛島村夏まつり実行委員会に贈られ、飛島学園の新1年生には防犯ブザー、ボランティアグループ「いととんぼ」にはスタップジャンパーが寄贈されました。



●**問合せ先**

総務部総務課

村外学生生活応援 給付金(継続)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、帰省の制限、その他様々な影響を受けた村外に居住する大学生等を応援するため、対象学生に対し、予算の範囲内において、本年度も引き続き村外学生生活応援給付金を支給します。

●対象者

次の①～④のすべてに該当する方

- ①令和3年5月1日(基準日)の時点で大学等(大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校(学科4年生または5年生)および専修学校(専門課程のみ))に在籍し、申請時においても引き続き大学等に在籍している方
- ②基準日時点で賃貸住宅等に居住し、申請時において引き続き賃貸住宅等に居住している方
- ③平成15年4月1日以前に生まれである方
- ④当該学生の父母等が基準日時点に村内に住所を有し、申請日において引き続き村内に住所を有する方

●必要事項

申請書(教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。)

※添付書類として次の①～④が必要でです。

- ①学生証の写し
- ②申請者本人(学生)の公的医療保険証の写し
- ③通帳の写し(振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるもの)
- ④申請者本人が村外(賃貸住宅等)に居住していることを確認できる書類(賃貸住宅の契約書(契約期間が令和3年5月1日から申請時点までの期間を含むもの)、条件を満たす契約書がない場合は、村外居所の公共料金の検針票または請求書(令和3年5月分と直近のもの))

●給付金額

1人につき5万円

(家賃1万円/月×5ヵ月)

●申請期間

5月6日(木)～10月29日(金)

※窓口にて提出される場合は、午前8時30分～午後5時15分の間に来館していただくようお願いいたします。(土曜・日曜および祝

日を除く)

●問合せ先

中央公民館内教育課

第十一回特別弔慰金の 請求手続きはお済みですか

第十一回特別弔慰金の請求受付期間が令和2年4月より始まっています。手続きがお済みでない方は、請求期間内に手続きをしてください。

なお、前回請求時と別の方が今回請求される場合は、手続きに1時間以上かかる場合や一度の来庁で手続きが完了しない場合もあります。あらかじめご承知のうえ、お時間に余裕をもってお越しください。

●支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

●対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族当援護法による遺族年金」等を受ける方がいない次の順番による最優先順位者のご遺族お一人に支給します。

ます。

- 1.令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族当援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2.戦没者等の子
- 3.戦没者等の①父母②孫③祖父母
- ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより順番が入れ替わります。

- 4.1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●請求に必要な書類等

- ・請求者の本人確認書類
- ・印鑑(スタンプ印は不可)
- ・請求者に応じた戸籍書類等

●請求期限

令和5年3月31日(金)

※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

●請求窓口および問合せ先

すこやかセンター内福祉課

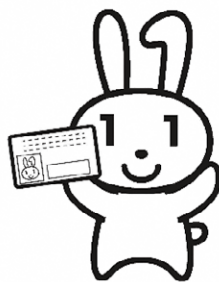


有害鳥獣追払いのお知らせ

田植えの時期に合わせて、ロケット花火による有害鳥獣（ドバト、カラス、カモ等）の追払いを行います。田植えを行っている場の近くでは、花火の音がすることがあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

開発部経済課



マイナンバーカードをつくりましょう!

詳しくは
民生部住民課まで

狂犬病予防集合注射の中止について

狂犬病予防法では生後91日以上が経過した犬を飼っている方は、犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

本村では、毎年4月にすこやかセンターにて狂犬病予防集合注射を実施しています。しかし、昨年度に引き続き本年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を第一に考えた結果、中止とすることになりました。

予定されていた方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、集合注射への参加を予定されていた方々におかれましては、動物病院で狂犬病の予防注射を受けることができますので、動物病院での個別注射をご利用ください。※集合注射の料金とは異なる場合がありますので、各動物病院へお問合せください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

春の全国交通安全運動を実施します

新年度を迎え、不慣れな交通環境で通学・通勤する人が増え、交通事故の発生が心配される時期となりました。また、気候もよくなり、高齢者が、朝夕の散歩などで外出する機会が増えるとともに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会が増えることなどから、高齢者や飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

そこで、春の全国交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

●期 間

4月6日(火)～15日(木)

●運動重点

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・歩行者・自転車の交通事故防止
- ・運転モラルの遵守
- ・飲酒運転の根絶
- ・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

●問合せ先

開発部建設課

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課

